

琵琶湖と瀬田川の境界付近での航行について（目安図）

安全対策会議で議論いただきました「琵琶湖と瀬田川の境界付近での航行」について、以下の図を作成しました。

瀬田川は琵琶湖等水上安全条例の規定により、「右側端に寄って航行」しなければなりません。自由水域（琵琶湖）から瀬田川に入るときや、瀬田川から自由水域（琵琶湖）に入るときは、目安図を参考に航行してください。

なお、事故の無いよう操船者の最大の注意をもって安全に航行することが前提です。その時の放流量や気象条件によって、常に図のとおりに航行できるとは限りません。

今後、各関係団体の皆さんと意見交換を重ね、少しでも安全に活動ができるように共通理解を図っていきたいと考えておりますので、各団体において共有してください。

